

償 還 金 積 立 金  
管 理 運 用 規 程

# 償還金積立金管理運用規程

(設置の目的)

第 1 条 本土地改良区の業務運営を円滑に推進するため納入のあった特別賦課金を必要ときに事業負担金として充当するため償還金積立金（以下「積立金」という。）を設置する。

(償還金の額)

第 2 条 積立金は、毎年度予算の範囲内とする。

(管 理)

第 3 条 積立金は、本土地改良区の指定する金融機関に預託するものとする。

2 積立金の収支予算並びに決算は、総代会に付議しなければならない。

(積立金の処分と運用)

第 4 条 第 1 条の目的を達成するため、理事長が必要と認めるときは、総代会に付議して積立金を処分することができる。

2 理事長は、前項の付議後に緊急止むを得ない事由により、付議にかかる事項に変更を加える必要が生じたときは、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を経なければならない。

(実施細則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、積立金の管理に関し、必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。